

埼玉県意欲と能力のある林業経営体等の公募・公表要領

令和元年 9月 2日
農 林 部 長 決 裁

(目的)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号、以下「法」という。）第36条第1項及び第2項、並びに「林業経営体の育成について」（29林政経第316号林野庁長官通知（「以下、長官通知」という。）の規定に基づく林業経営体の公募及び公表については、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領による林業経営体とは、自己または他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わないものとする。

(公募)

第3条 公募は、埼玉県全域で一括して行うものとし、公表を希望する林業経営体（以下、「登録申請者」という。）は、次の登録区分により応募するものとする。

(1) 意欲と能力のある林業経営体

法第36条第2項の規定により公表する民間事業者

(2) 「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）

長官通知3(2)の規定により選定し、「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体

2 (1)の登録区分の登録申請者は、応募する際に、森林経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）を申請するものとする。

3 登録申請者は、あらかじめ埼玉県林業事業体登録要領（平成27年11月16日農林部長通知）による登録を要するものとする。

第4条 前条による公募は、年1回以上行うこととし、期間は30日以上を確保するものとする。

第5条 登録申請者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

- 一 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地等）
- 二 事業区域に関する情報
- 三 組織に関する情報（役員数、職員数等）
- 四 事業量及び生産性等に関する情報（素材生産、造林等）
- 五 生産管理又は流通合理化の取組に関する情報
- 六 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- 七 主伐後の再造林の確保に関する情報
- 八 技術者・技能者に関する情報
- 九 資本装備に関する情報（林業機械保有台数等）
- 十 伐採・造林に関する行動規範の策定に関する情報
- 十一 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- 十二 経理状況に関する情報
- 十三 コンプライアンスの確保に関する情報
- 十四 その他、知事が定める情報

2 前項の登録申請書には、次の一から十一に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業体」という。）である場合は、同一事項で内容の変更のないものに限り、一から七までの書類の提出を省略することができるものとする。

- 一 登記事項証明書（法人の場合）
- 二 住民票（個人の場合）
- 三 納税証明書
- 四 主伐後の再造林の確保に関して他の民間事業との連携協定、契約書等の写し
- 五 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の写し
- 六 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写し

七 就業規則を制定している場合にあつては、その写し

八 直近3か年の経理状況等が確認できるもの（様式3又は貸借対照表及び損益計算書）

九 実績を証する書類（造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡しが完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）

十 八において直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好でない場合にあつては、中小企業診断士、公認会計士の経営診断書又は経営改善指導結果等により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが見込まれることを証明できる書類の写し

十一 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあつては、その写し

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して、登録申請書の内容に関する情報提供を求めることができるものとする。

4 知事は、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村に、当該申請の内容を提示することができるものとする。

（登録）

第6条 知事は、第5条により公募した登録申請者のうち、申請内容が別表1に定める基準に適合すると認めるときは、林業経営体名簿（以下「名簿」という。）（様式4）に登録するものとする。

2 「意欲と能力のある林業経営体」への登録申請者について、「意欲と能力のある林業経営体」の基準には適合しないが、「育成経営体」の基準に適合する場合は、「育成経営体」として登録するものとする。

3 知事は前2項の規定により登録の可否を決定したときは、速やかにその旨を様式5により登録申請者に通知するものとする。

（公表）

第7条 知事は、前条による登録を行ったときは、遅滞なく、名簿（様式4）を県ホームページ等において公表するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 公表内容の有効期間は5年とする。ただし、登録された林業経営体（以下、「登録経営体」という。）が認定事業体である場合は、有効期間は改善計画の認定期間までとする。

(変更の届け出)

第9条 登録経営体は、第5条第1項第一号の基本情報に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式6）を知事に提出しなければならない。

2 登録経営体は、公表後、第3条第1項の登録区分の変更及び同条第2項の区域の変更を希望する場合は、第5条の規定を準用して知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による変更の届出があり、その内容が別表1に定める基準に適合すると認められるときは、その届出に基づき名簿（様式4）を更新するものとする。

4 知事は、第1項及び第3項に定める変更をしたときは、速やかにその旨を登録通知書（様式5）により当該登録経営体及び関係市町村長に通知するとともに、遅滞なく、更新した名簿を県ホームページ等において公表するものとする。

(状況報告)

第10条 登録経営体は、登録の有効期間において毎年3月末日の状況の情報をとりまとめ、状況報告書（様式7）により6月末日までに知事に提出するものとする。

2 知事は前項の内容を確認し、必要に応じて登録経営体へ改善指導を行うことができるものとする。

3 知事は第1項による状況報告書及び第2項による改善指導結果等を踏まえ、その内容が別表1の基準に適合すると認める場合は前条の規定による名簿（様式4）の更新を行うものとする。

(公表の取りやめ)

第11条 知事は、登録経営体が登録の有効期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

一 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人にあってはその消滅、解散等が確認された場合

- 二 登録経営体から申出があった場合
 - 三 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - 四 その他、経営管理実施権の行使等にあたり不正の行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合
- 2 知事は前項の規定に基づく登録の取り消しをしたときは、速やかに名簿(様式4)を更新し、登録取消通知書(様式8)を当該登録経営体に通知し、その旨を関係市町村長に通知するとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(書類の提出)

- 第12条 登録申請者が知事に対して行う書類の提出は、登録申請者の主たる事務所の所在地又は県外の登録申請者にあつては、県内の主たる事業区域を所管する農林振興センター又は寄居林業事務所に、正副2部を提出するものとする。
- 2 登録経営体が知事に対して行う書類の提出は、前項に準じるものとする。
 - 3 各所は前各項により提出のあった場合、1部を森づくり課あて進達するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和元年9月2日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別表1 登録の基準等

項目	基準	意欲と能力のある林業経営体	育成経営体	説明
1-(1) 生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。	生産量増加の目標又は生産性向上の目標を有する。	同左	現在の生産量の大小や現在の生産性の高低は問わない。 ○一定の割合、水準について ①生産量5,000 m ³ /年未満は2割(5年)増加、生産量5,000 m ³ /年以上は現状以上の増加 ②主伐生産性11 m ³ /人日未満は2割(5年)向上、主伐生産性11 m ³ /人日以上は、現状以上の向上 ③間伐生産性8m ³ /人日未満は2割(5年)向上、間伐生産性8m ³ /人日以上は、現状以上の向上 ・また、素材生産のほか、造林や保育の生産性の目標を設定することもできる。
1-(2) 生産管理又は流通合理化等	① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等	基準①及び②のいずれかに取り組んでいる。	基準①及び②のいずれかに取り組んでいる。 又は取り組む意向を表明している。	
1-(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組み	取り組んでいる。	取り組んでいる又は取り組む意向を表明している。	
1-(4) 主伐後の再生林の確保	① 主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制を有すること。 ② 主伐後に適切な更新を行うこと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	基準①及び②の両方に取り組んでいる。	基準①及び②の両方に取り組んでいる。 又は、取り組む意向を表明している。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再生林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再生林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再生林を基本とする(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再生林を行う必要がある。)

項目	基準	意欲と能力のある林業経営体	育成経営体	説明
1-(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して一定以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業員の現場従事実績等が一定以上であること。	事業実績又は現場従事実績等が3年以上	事業実績又は現場従事実績等が1年以上	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続していることを要さない。 また、「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。 なお、「1年以上」の実績を必要とする育成事業体については、本欄の規定は適用しない。
1-(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	策定している。	策定している又は策定する意向を表明している。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や市町等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。
1-(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組※1を行っていること。 ② 現場作業職員等※2に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。 ③ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。 ④ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出	基準①～④の全てに取り組んでいる。	基準①～④の全てに取り組んでいるか又は取り組む意向を表明している。	※1:以下の取り組み等を指す。 ・雇用管理者の選任、雇用管理者の研修受講 ・雇用通知書の交付 ・林業労働者の月給制、通年雇用化 ・有給休暇の取得促進 ・社会保険、労働保険、林退共の加入 ・現場作業員等への安全衛生教育 ・リスクアセスメント ・防護具の着用の徹底 ・作業現場の安全巡回 ・労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 ※2:「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められること。

項目	基準	意欲と能力のある林業経営体	育成経営体	説明
1-(8) コンプレックスの確保	<p>①業務に関連して法令を違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われていると認められない者</p> <p>③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④策定した行動規範等に違反したと認められる者</p> <p>⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	基準①～⑤のいずれにも該当しない。	同左	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者</p> <p>「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等</p>
1-(9) 常勤役員の設置	<p>法人においては、常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>	設置している。	—	
2 経理的な基礎	<p>①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。</p> <p>②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること</p>	基準①及び②の両方を満たしている。	—	<p>「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <p>① 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。</p> <p>② 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。</p> <p>③ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>

(注)「意欲と能力のある林業経営体」については、1-(2)から1-(7)に関して、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。

別表2 提出書類一覧

書類の区分、名称	意欲と能力のある 林業経営体		育成経営体	
	個人	法人	個人	法人
○ 基本情報に関する書類				
申請書(様式1)	○	○	○	○
経営管理に関する情報(様式2)	○	○	○	○
登記事項証明書	-	○	-	○
住民票の写し	○	-	○	-
納税証明書	○	○	○	○
○ 経営管理の効率的かつ安定的に行う能力に関する添付書類				
主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営体との協定等の写し	○	○	○	○
労働者の雇用に関して交付している文書の写し	○	○	○	○
社会保険制度(健康保険、厚生年金、雇用保険)への加入状況が確認できる書類の写し	○	○	○	○
就業規則を制定している場合はその写し	○	○	○	○
事業実績が確認できる書類(過去3か年の実績のうち代表的なもの1件の契約書等)	○	○	○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○	○	○	○
○ 経営管理を確実にを行うに足る経理的基礎に関する添付書類				
経理状況の概要(直近3か年分)(様式3、又は貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は青色申告決算書等の写し)	○	○	—	—
中小企業診断士または公認会計士による経営診断書や県事業による経営改善指導結果等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類の写し	△	△	—	—

※様式2のチェックに該当しない場合は提出不要です。
「△」:別表1の2の説明③に該当する場合に提出してください。

(様式1)

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所：
商号又は名称：
代表者 氏名：

意欲と能力のある林業経営体等の登録申請書

埼玉県意欲と能力のある林業経営体等の公募・公表要領第5条の規定に基づき、
〔意欲と能力のある林業経営体〕〔意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業
経営体〕への登録を別紙のとおり申請します。

また、添付する関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

([] いずれかを記載し、別紙様式2、3及び添付書類を提出すること)

(様式2)

〔 意欲と能力のある林業経営体
育成経営体 〕

登録申請書

(記載年月日: 年 月 日現在)

商号又は名称	代表者名		職名				
			氏名				
主たる事業所の所在地	住所	〒					
	電話番号				FAX番号		
	e-mail						
組織の状況 (人)	役員数	職員数	常用	(うち通年)	臨時・季節	その他	計
	常勤	現場作業員					
	非常勤	事務系職員					
	計	計					
技能職員の状況 (人)	フォレストワーカー		森林作業道作設オペレーター				その他
	フォレストリーダー		森林施業プランナー				
	フォレストマネージャー		フォレスター				
	技術士	技能士	林業技士		()		
保有機械の状況 (台) ※1年を超える契約のリース機械を含む	グラップル	プロセッサ	ハーベスタ				
	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ				
	スキッド	フェラバンチャ	集材機				
	その他	()					
認定事業体 (いずれかに○)	非該当 ・ 該当		認定番号				
			改善計画期間	～			
埼玉県林業事業体台帳 登録年月日			年 月 日				
登録申請区分 (いずれかに○)	意欲と能力のある林業経営体			育成経営体			
「意欲と能力のある林業経営体」で申請する場合、 経営管理実施権の設定を受けることを希望する地域 (右欄に○又は、市町村単位の場合は下欄に記載) (市町村名)			県内全域				
			川越農林振興センター管内				
			秩父農林振興センター管内				
			寄居林業事務所管内				

1-(1) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

事業区分	項目	内訳	現状※	1年目	2年目	3年目	4年目	目標	増加率 (%)	目標とする項目
			(~ 年度)	()	()	()	()	(年度)		
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営							
			請負							
			計							
		材積 (m3)	直営							
			請負							
			計							<input type="checkbox"/>
	生産性 (m3/人日)	直営							<input type="checkbox"/>	
	間伐	面積 (ha)	直営							
			請負							
			計							
		材積 (m3)	直営							
			請負							
計									<input type="checkbox"/>	
生産性 (m3/人日)	直営							<input type="checkbox"/>		
造林・保育	植え付け	面積 (ha)	直営							
			請負							
			計							
		生産性 (ha/人日)	直営							<input type="checkbox"/>
	下刈り	面積 (ha)	直営							
			請負							
			計							
		生産性 (ha/人日)	直営							<input type="checkbox"/>
	その他 ()	面積 (ha)	直営							
			請負							
			計							
		生産性 (ha/人日)	直営							<input type="checkbox"/>

※現状の値は、直近3ヶ年の平均とする。

1-(2) 生産管理・流通合理化等に関する情報(以下のいずれかに取り組んでいること)

項目	意欲と能力のある林業経営体		育成経営体
	取り組み済	1年以内に取り組む	取り組み済み又は取り組む意向がある
作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(取り組みの内容を記載)			
製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(取り組みの内容を記載)			

1-(3) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

項目	意欲と能力のある林業経営体		育成経営体
	取り組み済	1年以内に取り組む	取り組み済み又は取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省力化等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(取り組みの内容を記載)			

1-(4) 主伐後の再造林の確保(以下の両方に取り組んでいること)

項目	意欲と能力のある林業経営体		育成経営体
	取り組み済	1年以内に取り組む	取り組み済み又は取り組む意向がある
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(取り組みの内容を記載)			
主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(取り組みの内容を記載)			

1-(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

項目	意欲と能力のある林業経営体		育成経営体
	実績 3年以上	1年以内に実績3年以上を 満たす	実績 1年以上
素材生産又は造林・保育に関して、原則として、3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。	□	□	□

1-(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

項目	意欲と能力のある林業経営体		育成経営体
	策定済	1年以内に策定する	策定済み又は策定する意向がある
伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	□	□	□

1-(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策(以下の①～④のそれぞれのうち、いずれかを満たすこと。)

項目	意欲と能力のある林業経営体		育成経営体	
	取り組み済	1年以内に取り組み	取り組み済み又は取り組み意向がある	
①雇用管理の改善	・雇用管理者の選任、雇用管理者の研修受講	□	□	□
	・雇入通知書の交付	□	□	□
	・林業労働者の月給制、通年雇用化	□	□	□
	・有給休暇の取得促進	□	□	□
	・社会保険、労働保険、林退共の加入	□	□	□
②労働安全対策	・現場作業員等への安全衛生教育	□	□	□
	・リスクアセスメント	□	□	□
	・防護具の着用の徹底	□	□	□
	・作業現場の安全巡回	□	□	□
	・労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	□	□	□
③労働者災害補償保険への加入	□	□	□	
④届出※	・健康保険法第48条の規定による届出	□	□	□
	・厚生年金保険法第27条の規定による届出	□	□	□
	・雇用保険法第7条の規定による届出	□	□	□

※届出の義務がない場合を除く。

1-(8) コンプライアンスの確保に関する情報(以下のいずれにも該当しないこと)

項目	意欲と能力のある林業経営体	育成経営体
	該当なし	該当なし
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

1-(9) 常勤役員の設置に関する情報(法人のみ)

項目	意欲と能力のある林業経営体
	はい
常勤役員を設置していること。ただし、常勤役員を設置していない場合、平成31年4月1日から起算して3年を経過した日以降最初に招集される総会等の時まで設置するよう取り組む	<input type="checkbox"/>

2 経営状況に関する情報(以下の①のいずれかと②を満たすこと。)

項目	意欲と能力のある林業経営体
	はい
①直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である	
・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていない	<input type="checkbox"/>
・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていない	<input type="checkbox"/>
・上記2項目を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる	<input type="checkbox"/>
②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できる	<input type="checkbox"/>

(様式3)

経理状況の概要

1 貸借対照表の要旨(法人、個人)

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金(出資金)			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨(法人、個人)

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高(事業総収益)			
売上原価(事業総費用)			
売上総利益(事業総利益)			
販売及び一般管理費(事業管理費)			
営業利益(事業利益)			
営業外収益(事業外収益)			
営業外費用(事業外費用)			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
損益計算に用いた減価償却費の額			

3 自己資本比率及び経常利益額等(法人、個人)

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率(%)			
経常利益(①)			
減価償却費(②)			
経常利益金額等(①+②)			

4 納税状況(個人)

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
所得税納付状況			

(様式4-1)

意欲と能力のある林業経営体名簿

登録番号	商号又は名称	代表者名	住所	登録年月日	有効期間	経営管理実施権の設定を希望する地域	備考

※森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者であり、市町村が経営管理実施権を設定する際の対象となる民間事業者である。

(様式4-2)

「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体

登録番号	商号又は名称	代表者名	住所	登録年月日	有効期間	備考

※「林業経営体の育成について」(29林政経第316号林野庁長官通知)に基づき公表する育成経営体であり、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る経営体である。

(様式5)

第 年 月 日
号

商号又は名称：

代表者 氏名： 様

埼玉県知事

意欲と能力のある林業経営体等の登録通知書

年 月 日付けで〔申請〕〔変更届出〕のあった意欲と能力のある林業経営体等の登録については、下記のとおりですので通知します。

記

1 登録区分

〔意欲と能力のある林業経営体〕、
〔意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体〕

2 登録番号

(非登録の場合は、「2 非登録の理由」)

3 登録期間

年 月 日 ～ 年 月 日まで

([] いずれかを記載)

(様式6)

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所：
商号又は名称：
代表者 氏名：

意欲と能力のある林業経営体等の変更登録申請書

年 月 日付け 第 号で登録された内容について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 登録区分
- 2 登録番号
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 その他

(様式7)

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所：
商号又は名称：
代表者 氏名：

意欲と能力のある林業経営体等の状況報告書

年 月 日付け 第 号で登録された内容について、下記のとおり状況を報告します。

記

- 1－(1) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報について
別紙(様式2)のとおり

(登録申請書・別紙(様式2)の1－(1)「生産量の増加又は生産性の向上に関する情報」の各年度に実績を記入して添付する。)

- 1－(2) 生産管理・流通合理化等に関する情報

--

- 1－(3) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

--

- 1－(4) 主伐後の再造林の確保

--

1－(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保

--

1－(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

--

1－(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策

--

1－(8) コンプライアンスの確保に関する情報

--

1－(9) 常勤役員の設置に関する情報

--

2 経営状況に関する情報

--

(1－(2) から2に関して、前年度に新たに取り組んだ内容について記載する)

(様式8)

第 年 月 日
年 月 日

商号又は名称：
代表者 氏名： 様

埼玉県知事

意欲と能力のある林業経営体等の登録取消通知書

年 月 日付けの登録については、下記により登録を取り消しましたので
通知します。

記

- 1 登録区分
〔意欲と能力のある林業経営体〕、
〔意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体〕
- 2 登録番号
- 3 取消理由

([] いずれかを記載)